五十八　減免決定通知書（障害者用）（汎用紙）
五十九　減免決定通知書（障害者用）（圧着はがき）
六十　減免決定通知書発送者一覧
六十一　減免不許可（却下）通知書（汎用紙）
六十二　減免不許可（却下）通知書（圧着はがき）
六十三　減免不許可（却下）通知書発送者一覧
六十四　障害者減免対象者情報変更依頼書
六十五　障害者減免対象者情報変更依頼書発送者一覧
六十六　障害者減免対象者転出変更依頼書
六十七　障害者減免対象者転出変更依頼書発送者一覧
六十八　税額変更決議書
六十九　税額変更決議書リスト
七十　税額変更決議集計表
七十一　税額変更に関する連絡票
七十二　税額変更処理結果確認用一覧
七十三　税額変更通知書（汎用紙）
七十四　税額変更通知書（圧着はがき）
七十五　税額変更通知書発送者一覧
七十六　課税取消通知書（汎用紙）
七十七　課税取消通知書（圧着はがき）
七十八　課税取消通知書発送者一覧
七十九　課税免除決定通知書（汎用紙）
八十　課税免除決定通知書（圧着はがき）
八十一　課税免除決定通知書発送者一覧
八十二　課税物件異動通知書（汎用紙）
八十三　課税物件異動通知書（圧着はがき）
八十四　課税物件異動通知書発送者一覧
八十五　異動者一覧
八十六　転出者変更依頼書（汎用紙）
八十七　転出者変更依頼書（圧着はがき）
八十八　定置場変更依頼書（汎用紙）
八十九　定置場変更依頼書（圧着はがき）
九十　転出者変更依頼書発送者一覧
九十一　名義変更依頼書（汎用紙）
九十二　名義変更依頼書（圧着はがき）
九十三　名義変更依頼書発送者一覧
九十四　放置バイク通知（汎用紙）
九十五　放置バイク通知（圧着はがき）
九十六　放置バイク通知発送者一覧
九十七　通知書（共通）引抜き対象者一覧
九十八　標識交付証明書
九十九　試乗車用標識交付証明書
百　試乗用標識返却申告受付書
百一　廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）
百二　廃車申告受付書
百三　廃車申告受付書（簡易様式）
百四　住民票の照会について
百五　戸籍の照会について
百六　照会事項回答書（汎用）
百七　照会事項回答書（警察（公安委員会）等指定様式）
百八　物件調査票
百九　調定表（集計表）
百十　調定表（増減集計表）
百十一　登録、廃車件数リスト
百十二　車両一覧
百十三　初度検査年月不明対象車両一覧
百十四　盗難車一覧
百十五　所有台数一覧
百十六　定置場順一覧
百十七　税額シミュレーション資料
百十八　駐留軍属軍人私有車両軽自動車税証紙
百十九　納付書（米軍車両）
百二十　駐留軍属軍人私有車両軽自動車税未納者一覧
百二十一　軽自動車税機械所有証明書
百二十二　所有状況調査について
百二十三　納税通知書（電子納通）

（帳票要件の標準の細目等）

第十八条　前六条に掲げる帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日については総務大臣が告示で定める。

（税務システムに実装してはならない機能）

第十九条　税務システムには、前十五条の規定及びこれらの規定に基づく告示に定めるもの以外は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する税務システムで、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以降、この省令で定める機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして総務大臣が認める地方公共団体の税務システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、総務大臣が告示で定める。

2　この省令の施行の際現に税務システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第十九条の規定により実装してはならない機能を有する税務システムを利用するものとして総務大臣が認める地方公共団体については、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する税務システムで、この省令で定める機能要件の標準又は帳票要件の標準に適合することが困難なものとして総務大臣が認める地方公共団体の税務システムについては、この省令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において総務大臣が定める日から適用する。